

第2編 災害予防対策 目次

第1章	災害に強いまちづくり	1
第1節	都市の防災機能の強化	1
第1	基盤整備	1
第2	防災空間の整備	2
第3	都市基盤施設の防災機能の強化	3
第4	木造住宅が密集している地域の防災性向上の促進	3
第5	空き家等の対策	4
第6	土木構造物の耐震対策の推進	4
第7	ライフライン施設の災害予防対策	4
第8	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	5
第2節	建築物の安全化	7
第1	住宅・建築物の耐震対策の促進	7
第2	文化財の保護	8
第3節	水害予防対策の推進	9
第1	河川の改修	9
第2	水害減災対策	9
第3	下水道（雨水）の整備	11
第4	農地防災対策	11
第5	避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）の見直し	12
第4節	危険物等災害予防対策の推進	13
第1	現況	13
第2	危険物災害予防対策	13
第3	高圧ガス災害予防対策	14
第4	火薬類災害予防対策	14
第5	毒物、劇物災害予防対策	15
第6	管理化学物質災害予防対策	15
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	16
第1節	総合的防災体制の整備	16
第1	防災対策を推進する組織体制	16
第2	災害警戒対策本部体制の整備	17
第3	災害対策本部体制の整備	17
第4	防災プラネット体制の整備	19
第5	職員配備体制の整備	20
第6	防災中枢機能等の確保、充実	21
第7	防災拠点の体系的整備	21
第8	装備資機材等の整備	22

第9	防災訓練の実施	23
第10	人材の育成	24
第11	防災に関する調査研究の推進	25
第12	広域防災体制の整備	26
第13	自治体被災による行政機能の低下等への対策	27
第14	事業者、ボランティアとの連携	28
第2節	情報収集伝達体制の整備	29
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	29
第2	情報収集伝達体制の強化	30
第3	災害広報体制の整備	32
第4	気象等観測装置の活用	33
第3節	火災予防対策の推進	34
第1	建築物等の火災予防	34
第4節	消火・救助・救急体制の整備	36
第1	消防力の充実強化	36
第2	広域消防応援体制の整備	38
第5節	災害時医療体制の整備	39
第1	災害医療の基本的考え方	39
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	40
第3	現地医療体制の整備	41
第4	後方医療体制の整備	42
第5	医薬品等の確保体制の整備	43
第6	患者等搬送体制の確立	43
第7	個別疾病対策	43
第8	関係機関協力体制の確立	43
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	44
第6節	緊急輸送体制の整備	45
第1	陸上輸送体制の整備	45
第2	航空輸送体制の整備	46
第3	輸送基地の確保	46
第4	交通規制の計画	46
第7節	避難受入れ体制の整備	47
第1	避難場所、避難路の指定	47
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	48
第3	指定避難所等の指定、整備	49
第4	指定避難所の管理運営体制の整備	50
第5	避難誘導體制の整備	51
第6	市民による事前確認事項	52
第7	広域避難体制の整備	52
第8	避難者の受入	52

第9	応急危険度判定体制の整備	52
第10	応急仮設住宅等の事前準備	53
第11	罹災証明書の発行体制の整備	53
第8節	緊急物資確保体制の整備	54
第1	給水体制の整備	54
第2	食料・生活必需品の確保	55
第9節	ライフライン確保体制の整備	56
第1	上水道	56
第2	下水道	57
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	57
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	58
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等）	59
第6	住民への広報	60
第7	倒木等への対策	60
第10節	交通確保体制の整備	62
第1	鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）	62
第2	道路施設	62
第11節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	63
第1	計画の初年度	63
第2	計画対象事業	63
第3	地震防災上必要なため池の整備	64
第3章	セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動による地域防災力の向上	65
第1節	防災意識の高揚	65
第1	防災知識の普及啓発等	65
第2	学校における防災教育	67
第3	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	68
第4	避難行動要支援者に対する啓発	68
第5	南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置	68
第6	災害教訓の伝承	69
第2節	自主防災体制の整備	70
第1	地区防災計画の策定等	70
第2	自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進	71
第3	事業所による自主防災体制の整備	72
第4	救助活動の支援	73
第3節	ボランティアの活動環境の整備	74
第1	受入窓口の整備	74
第2	事前登録	74
第3	ボランティアの活動拠点等の整備	75
第4	ボランティア活動の普及・啓発	75
第5	NPOとの連携	75

第6	人材育成	75
第7	情報共有会議の整備・強化	75
第4節	要配慮者対策	76
第1	避難行動要支援者に対する支援体制整備	76
第2	社会福祉施設の安全対策	78
第3	外国人に対する防災対策の充実	79
第5節	帰宅困難者支援体制の整備	80
第1	帰宅困難者対策	80
第6節	企業防災の促進	82
第1	事業者の業務継続計画（BCP）等の策定	82
第2	重要施設及び災害応急対策に係る機関	83

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

■ 計画方針

市は、国、府などと連携し、「松原市都市計画マスタープラン」を踏まえ、災害に強いまちの骨格となる都市基盤施設の耐災・耐震化や防災空間の整備・確保並びに市街地の不燃化等の総合的な推進に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 基盤整備	都市整備部
第2 防災空間の整備	産業振興課、みち・みどり整備課、危機管理課
第3 都市基盤施設の防災機能の強化	危機管理課、産業振興課、消防本部
第4 木造住宅が密集している地域の防災性向上の促進	まちづくり推進課
第5 空き家等の対策	まちづくり推進課
第6 土木構造物の耐震対策の推進	産業振興課、まちづくり推進課、みち・みどり整備課、上下水道管理課
第7 ライフライン施設の災害予防対策	上下水道部
第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	環境政策課

第1 基盤整備

市は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、府及び市は、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

さらに、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限図られること、市域及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興などを基本目標とする松原市国土強靱化地域計画に基づく施策を推進する。

第2 防災空間の整備

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活用を図り防災空間を確保する。

1 防災公園等の整備

市は、緑地の確保や市街地の緑化を推進するとともに、都市環境の改善のため、重点的に緑地の整備と緑化を図る地区を定め、市街地の防災機能の構造的な強化を図る。

防災公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課（他））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。市は、「松原市緑の基本計画」（平成16年3月）を策定し、これらの公園施設を以下に示す避難場所として順次位置付けていく。

（1） 広域避難場所となる都市公園等の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。その際、市街化調整区域等の大規模な空地を確保できる機会がある場合には、用地の確保及び整備に努める。

（2） 指定緊急避難場所となる都市公園等の整備

近隣の住民が緊急的に避難する概ね面積1ha以上の都市公園等を整備する。

なお、災害の発生状況や被害の状況に応じて、広域的な避難が必要であると判断される場合には、近隣住民に限らず市域内の他の地域からの避難場所として活用する。

（3） 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

（4） その他防災に資する身近な都市公園等の整備

緊急避難の場所となる都市公園等を整備するとともに、市内を縦横する骨格的都市計画道路である堺港大堀線、大阪河内長野線、堺松原線の沿道において、防災まちづくりの拠点、災害時の活動拠点として機能する施設の整備を推進する。

資料編 資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

2 道路・緑道の整備

市民が安全、確実に避難するための避難路については道路周辺における木造家屋の密集度合、危険物施設の有無、交通事情及び道路幅員等を考慮して設定するものであり、今後、国・府道の周辺から整備する。

整備にあたっては、「松原市都市計画マスタープラン」等との連携をとりながら、幹線道路ネットワークの整備、幹線道路沿道における防災まちづくり拠点施設等の整備、木造住宅が密集している地域における道路の整備、沿道緑化など、防災機能の向上にも資するよう効果的に施策を推進して

いく。

- (1) 都市計画道路の堺大和高田線、堺港大堀線、大阪河内長野線、堺松原線については市内を縦横する骨格的計画道路で、沿道には防災まちづくり拠点施設を整備し、災害時における物資等の広域的輸送道路として整備を促進する。
また、高見の里新堂線、新堂南線、松原駅松ヶ丘線、高木清水線についても避難路、延焼遮断空間及び消防活動困難区域の解消を図るため道路整備の促進に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる道路の整備を推進する。また、公園施設と歩行者動線を結ぶなど、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路のネットワーク化に留意する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 農地・緑地の保全

本市の都市計画区域は行政区域全域で、1,666haとなっている。また、市街化区域は市域の80.8%の1,346ha、市街化調整区域は19.2%の320haとなっている（令和4年3月現在）。市街化調整区域には常住人口は少なく、土地利用の方向によっては開発余力としての利用の可能性がある。また、隣接する大阪市の状況（市街化調整区域なし）と比較すると、本市には空間的なゆとりがまだあることが分かる。

オープンスペースを確保することは、有事の際に避難場所としての機能、延焼遮断帯としての機能、物資等の輸送拠点機能など、防災の様々な面での有効活用が可能であるため、防災協力農地登録制度などにより農地・緑地の計画的な保全に努める。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、府及び近畿地方整備局と連携しながら、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 防災施設の整備

指定緊急避難場所、指定避難所又は避難路となる施設等における災害応急対策上必要な施設（備蓄倉庫、耐震性防火水槽、防災行政無線及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を図る。

2 ため池の防災機能の強化

災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策を推進する。

第4 木造住宅が密集している地域の防災性向上の促進

市は、木造住宅が密集している地域における防災性の向上を図るため、建物の不燃化・耐震化促進と住環境や都市基盤施設の整備により、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を進める。

そのための取り組みとして、すでに実施している準防火地域の指定拡大に加え、補助制度の活用による老朽住宅の除却や、耐震性を満たしていない建物の所有者への働きかけの強化による耐震改修を促進する。

第5 空き家等の対策

市は、管理不十分な空き家を増やさないため、空き家所有者の責任において、空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

第6 土木構造物の耐震対策の推進

市は、市域内の土木構造物について、府、近畿地方整備局及び近畿日本鉄道株式会社と連携しながら、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動を共に考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震による高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が発生しないこと、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性強化に加え、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設の安全確保

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。

3 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、府・近畿地方整備局と連携し整備の向上に努める。

4 ため池施設の安全確保

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」(令和4年3月)に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

資料編 資料2-4 ため池施設一覧

第7 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道

市は、災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設整備にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

- (2) 重要施設の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 他市との緊急連絡管、水源等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

市は、災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、把握できるようにするため監視体制の強化を推進する。

3 共同溝、電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、市は、府及び国と連携して、ライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、次の区分とする。
 - ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連携化を図る。

4 その他の事業者

市域内にサービスを提供する電力（関西電力送配電株式会社）、ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）、電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店））等については、各事業者の予防対策による。

第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、松原市ごみ処理基本計画及び本計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方

等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

- (2) 市は、災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物については、適切な処理方法を市民、事業者等に周知するとともに、相談窓口等の設置も検討する。
- (3) 市は、ホームページのほか、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、防災行政無線、回覧板、SNS、町会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用し、発災時のごみの排出ルール等（分別方法、便乗ごみの排出禁止等）について適切な情報を発信する。また、平時から市職員・事業者等に対し、災害廃棄物処理計画等の内容について周知する。

第2節 建築物の安全化

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の向上に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 住宅・建築物の耐震対策の促進	まちづくり推進課、施設所管課、危機管理課
第2 文化財の保護	文化財課

第1 住宅・建築物の耐震対策の促進

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に即して策定した「松原市耐震改修促進計画」等に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び必要な耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策や建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、「松原市耐震改修促進計画」の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物の耐震化

- (1) 市有建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施に努める。特に、公共建築物について防災活動の拠点となる庁舎及び避難所となる学校施設等は、防災上重要な施設であるので速やかに耐震診断を実施し、その診断結果を公表するとともに、診断結果に応じて耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 市は、公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備、及び必要な耐震改修の実施に努める。
- (3) 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (4) 市は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。
- (5) 市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。

2 民間建築物の耐震化

- (1) 建築物の耐震性の強化は、災害対策上重要な施策の1つであり、市は、耐震工法、補強方法

の周知徹底を「広報まつばら」、防災パンフレット等を活用して実施し、建築物の安全化、耐震化の促進を図る。

- (2) ブロック塀等の倒壊は、人的被害の要因となるだけでなく、避難路や緊急交通路の遮断要因ともなり得ることから、ブロック塀の建設並びに既存のブロック塀等について、被害発生抑制に努める。
- (3) 多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止などの安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- (4) 市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、住民に対して家具類の安全対策等の普及啓発を図る。
- (5) 避難所に指定されている公共施設については、バリアフリー等に配慮した施設の福祉的整備について、次のような対策を推進する。
 - ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づいた整備・改善に努める。
 - イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内にユニバーサルデザインのトイレを設置するよう努める。
 - ウ 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
 - エ 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

第2 文化財の保護

- (1) 市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、市民に対し講演会、特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行う。
- (2) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、常に文化財の現状を把握し、滅失、損傷等を発見したときは、速やかに届け出て修復する。
- (3) 市は、防災関係機関や地域住民との連携、自衛組織の確立など、文化財を災害から守るための体制づくりを進める。
- (4) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、火災に備えて、自動火災報知設備等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。
- (5) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、台風時には、特に劣弱な部分の応急補修を施し、万全を期する。
- (6) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進を図る。

資料編 資料16-1 市内指定文化財等一覧

第3節 水害予防対策の推進

■ 計画方針

市は、府、関係機関と連携して、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 河川の改修	上下水道管理課
第2 水害減災対策	危機管理課、消防本部
第3 下水道（雨水）の整備	上下水道部
第4 農地防災対策	産業振興課
第5 避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）の見直し	危機管理課

第1 河川の改修

本市には、市域北側を東から西にかけて流れる全長約68kmの大和川、その支流である西除川、東除川、落堀川などがある。市は、これらの河川の実態を常に把握し、緊急性の高い河川から計画的に改修事業、護岸の整備を図るために、府、近畿地方整備局に整備の推進を要請する。

第2 水害減災対策

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、指定された浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達にあたっては、府及び近畿地方整備局からの河川の状況や今後の見通し等を確実に取得し、防災行政無線の活用等により、地域住民に対して伝達するとともに、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

ウ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応

浸水想定区域内において、避難行動要支援者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、FAX、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

資料編 資料5-3 要配慮者利用施設一覧 資料2-3 河川の浸水想定区域

- (2) 上記(1)のウに該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。
- (3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

- ア 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。
- イ 市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

府及び市は公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期

的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 水防体制の強化

- (1) 市は、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。
また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。
- (2) 府及び市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 下水道（雨水）の整備

市は、浸水対策として下水道（雨水）の整備に努める。

現在、本市には、既に供用開始している天美ポンプ場をはじめ、市内の主要な雨水管渠について概ね建設が完成しており、懸案となっている水路等から各雨水管渠への取込施設の建設を順次整備している。

第4 農地防災対策

市をはじめ、水路、ため池を管理する水利組合、土地改良区、財産区等は、水路のはん濫、ため池の決壊等による農地等のたん水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

3 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

資料編 資料2-4 ため池施設一覧

4 ため池の治水活用

市は、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第5 避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）の見直し

市内で大雨に起因した水害が発生するおそれが予測された時の、具体的な避難指示等の発令基準を定め、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達によって、市民のかけがえのない生命を守ることを目的とし、最新の知見に基づき避難指示等の判断・伝達マニュアルを随時見直す。

第4節 危険物等災害予防対策の推進

■ 計画方針

市及び消防本部は、関係機関と連携して、適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成を図り、危険物の爆発・漏洩等による災害発生の未然防止及び拡大防止を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 現況	消防本部
第2 危険物災害予防対策	消防本部
第3 高圧ガス災害予防対策	消防本部
第4 火薬類災害予防対策	消防本部
第5 毒物、劇物災害予防対策	消防本部
第6 管理化学物質災害予防対策	環境予防課

第1 現況

本市における危険物施設等の現況は、資料編に掲載してある危険物施設一覧のとおりである。

資料編 資料3-4 危険物施設一覧

第2 危険物災害予防対策

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安調査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物の貯蔵又は取扱を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (4) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (5) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、啓発ポスターの掲示を行う。

5 事業者の危険物災害予防対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3 高圧ガス災害予防対策

市は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、消防法、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるものとする。

4 啓発

啓発ポスターの掲示により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 火薬類災害予防対策

市は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 啓発

啓発ポスターの掲示により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第5 毒物、劇物災害予防対策

1 規制・指導

消防本部は、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、被害発生時の消防活動の障害とならないよう関係行政機関との連携のもとに指導する。

第6 管理化学物質災害予防対策

市は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な防災対策を実施するため、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 防災対策を推進する組織体制	危機管理課
第2 災害警戒対策本部体制の整備	危機管理課
第3 災害対策本部体制の整備	危機管理課
第4 防災プラネット体制の整備	危機管理課
第5 職員配備体制の整備	危機管理課
第6 防災中枢機能等の確保、充実	危機管理課
第7 防災拠点の体系的整備	危機管理課
第8 装備資機材等の整備	危機管理課、上下水道部、消防本部
第9 防災訓練の実施	危機管理課、消防本部
第10 人材の育成	危機管理課、課税課、消防本部
第11 防災に関する調査研究の推進	危機管理課
第12 広域防災体制の整備	危機管理課、消防本部
第13 自治体被災による行政機能の低下等への対策	危機管理課
第14 事業者、ボランティアとの連携	危機管理課、福祉総務課

第1 防災対策を推進する組織体制

1 松原市防災会議

松原市防災会議は、松原市防災会議条例に基づいて設置される組織で、市長を会長とし、市地域防災計画の策定と実施、災害時における情報の収集等を行う。

資料編	資料10-1	松原市防災会議委員一覧
	資料11-1	松原市防災会議条例
	資料11-2	松原市防災会議条例施行規則

2 松原市防災対策連絡会議の設置

平常時において防災対策について協議する機関として防災対策連絡会議を設置し、防災体制の整備・充実を図る。

＜防災対策連絡会議＞

組 織	構 成 員
委員長	副市長
副委員長	市長公室長
委員	市長部局の次長等 消防本部次長 議会事務局次長(※) 行政委員会総合事務局次長(※) 農業委員会事務局次長(※) 教育委員会教育総務部次長 教育委員会学校教育部次長 (※)その職にある者がいない場合は、局長とする。
事務局	市長公室危機管理課

第2 災害警戒対策本部体制の整備

市域で震度5弱未満でも地震の継続的な発生が見られる、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときなど、災害発生のおそれがある場合、市は、災害警戒対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

なお、災害警戒対策本部は、被害の規模が判明した段階において、必要に応じて災害対策本部へと移行する。

※ 風水害においては、「台風の接近・上陸に伴う各河川の洪水を対象とした、松原市の避難準備・高齢者等避難開始等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づいて整備を行う。

＜災害警戒対策本部の構成＞

災害警戒対策本部長	副市長
災害警戒対策副本部長	市長公室長、都市整備部長、上下水道部長、消防長等
本部長付	関係部局の次長、課長等
本部員	市長公室危機管理課職員、都市整備部員、上下水道部員、消防本部員等

第3 災害対策本部体制の整備

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項により、市長が災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。

- (2) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (3) 市域で震度5弱以上を観測したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

また、大阪府が現地災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部は、これと連携し、災害予防対策及び災害応急対策を効果的に実施することに努める。

＜災害対策本部の構成＞

組 織	構 成 員
災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長、教育長
本部長付	市長部局の部長等、消防長、議会議務局長、行政委員会総合事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会の部長
本部員	市長部局の次長、課長等 消防本部の次長、課長等 議会議務局次長 行政委員会総合事務局次長 農業委員会事務局次長 教育委員会の次長、課長

資料編 資料10-2 松原市災害対策本部の組織及び事務分掌
資料11-3 松原市災害対策本部条例

2 災害対策本部の閉鎖

- (1) 本市の地域に災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

3 災害対策本部の開閉通知

市長は、災害対策本部を設置し、また閉鎖したときは速やかに知事その他関係機関に通知する。

4 災害対策本部会議

- (1) 本部会議は本部長、副本部長、本部長付及び必要な本部員をもって構成し、次の事項について方針を決定しその実施を推進する。
ただし、緊急時において本部会議を招集するいとまのないときは、本部長の判断で決定することができる。
- (2) 本部会議で決定すべき事項
 - ア 災害対策本部の閉鎖に関すること。
 - イ 災害の予防応急対策に関すること。
 - ウ 配備体制の決定に関すること。
 - エ 国、大阪府及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ 自衛隊派遣の要請に関すること。

- カ 災害救助法の適用に関すること。
- キ 災害対策に関する重要なこと。
- ク その他災害に関する重要な事項

(3) 職員への周知

本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知するとともに各班の連絡調整を図るものとする。

第4 防災プラネット体制の整備

市域の状況を迅速かつ的確に把握するために、市域を7地区（中学校区）に分けて、各地区に防災プラネット（出先地区）（以下「防災プラネット」という。）を設置する。また、防災プラネットは支援班と避難所運営班で構成する。

支援班：初期活動をより実効性のあるものとするため、市域で震度5弱以上を観測した場合に自主参集できる職員を支援班指定者に任命する。また、自主参集後は、災害（災害警戒）対策本部をもとに活動を行う。

避難所運営班：被害状況の掌握並びに災害発生に伴う災害予防対策及び災害応急対策等を、迅速かつ確実に実施するために、市域で震度5強以上を観測した場合に、又は災害（災害警戒）対策本部指令室から指令があった場合に派遣する職員を避難所運営班指定者に任命する。

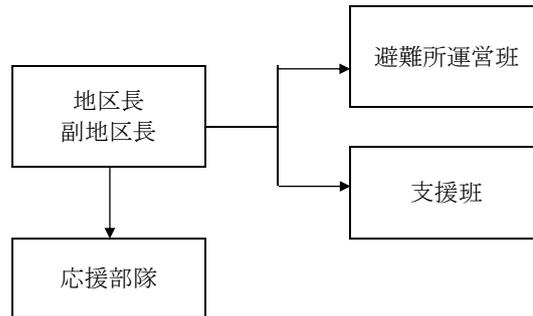
また、市域で震度5弱以上を観測した場合に自主参集できる職員についても指定しておく。

※ 風水害においては、「台風の接近・上陸に伴う各河川の洪水を対象とした、松原市の避難準備・高齢者等避難開始等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づいた活動を行う。

資料編 資料9-1 防災プラネット設置箇所一覧

1 防災プラネットの機構

防災プラネットの機構は、次のとおりである。



2 防災プラネットの配備車両及び資機材

配備車両等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料9-2 防災プラネットの配備車両及び配備資機材一覧

3 応援部隊の要請

防災プラネットにおいて、地区長は、効果的な災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し完全な応急対策が推進できないと判断したときには、災害対策本部に応援部隊を要請する。

第5 職員配備体制の整備

職員の動員は、次のとおりである。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

<職員の動員区分>

配備区分	配備基準	動員部署等
第1号配備	ア 市域で震度5弱未満でも地震の継続的な発生が見られるとき。 イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ウ その他の必要により市長が当該配備を指令するとき。	危機管理課 消防本部 都市整備部 上下水道部
第2号配備	ア 小・中規模の災害（地震の場合震度5弱）が発生したとき。 イ その他の必要により市長が当該配備を指令するとき。	第1号配備に加え、全部署の課長級以上 防災プラネット（支援班・避難所運営班）
第3号配備	ア 大規模の災害（地震の場合震度5強以上）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ その他の必要により市長が当該配備を指令するとき。	全部署

※風水害においては、「台風の接近・上陸に伴う各河川の洪水を対象とした、松原市の避難準備・高齢者等避難開始等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づいた配備基準とする。

第6 防災中枢機能等の確保、充実

1 防災中枢施設の整備

市は、発災時に速やかな体制がとれるように、災害発生後、防災中枢施設として、関係各部課との連絡調整の中枢機能を果たす災害対策本部室指令室を市庁舎内に速やかに確保するとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、市庁舎に備えられている、自家発電等のバックアップ機能の確保や自家発電設備等の整備（十分な期間の発電が可能な燃料の備蓄を含む）とともに平常時からの点検、訓練等に努める。

2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第7 防災拠点の体系的整備

災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災上重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点箇所は、次のとおりである。

- ・災害対策活動拠点 ⇒ 市役所（代替施設：消防本部）
- ・物資輸送拠点 ⇒ 松原防災備蓄センター、天美西防災備蓄センター、大堀町会防災センター等
- ・備蓄拠点 ⇒ 各小中学校、松原防災備蓄センター、天美西防災備蓄センター、大堀町会防災センター
- ・災害防御拠点 ⇒ 消防本部、消防署、西分署、各コミュニティ消防センター等
- ・医療活動拠点 ⇒ 災害医療センター（松原徳洲会病院）、災害医療協力病院、医療救護所等
- ・避難拠点 ⇒ 各指定避難所等
- ・応援部隊活動拠点 ⇒ 松原市民運動広場、大塚運動広場等
- ・応急給水拠点 ⇒ 丹南浄水場、阿保浄水場、天美我堂配水場、松原ポンプ場

資料編	資料5-1	指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所
	資料6-1	大阪府内災害拠点病院一覧
	資料6-2	救急搬送病院一覧
	資料6-3	市内医療機関一覧
	資料9-1	防災プラネット設置箇所一覧
	資料13-2	応援部隊受入れ・活動拠点

2 拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市庁舎及び避難所となる学校その他公共施設においては浸水想定区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進し、新築、改築の際には耐震化・不燃化を図るとともに、被災者が災害情報を入手するためのテレビ、ラジオ等の確保に努める。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

- (2) 災害時における関係機関との情報収集伝達体制の強化を図るため、防災行政無線の適正な配置に努める。

3 住民との連携

発災時に自主防災組織等の住民団体が自主的に防災活動を実施できるよう、自主防災組織等への資機材等の整備及び使用方法の指導等に努める。

4 地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第8 装備資機材等の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう、点検整備を推進する。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進しておく。

1 資機材の点検整備

- (1) 水防・消防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検及び補充交換を行い保管に万全を期する。

資料編	資料3-2	消防水利の現況
	資料4-3	水防備蓄資機材一覧

- (2) 給水資機材

災害時において、1日1人あたり3リットルの飲料水を確保できるよう、給水車、応急給水用資機材等について整備増強を図る。

2 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるように関係機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握しておくとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げ又は出動要請ができるよう協力体制を確立しておく。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

また、医薬品、防疫用資機材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、業者等からの調達体制を確立しておく。

3 自主防災組織による救出資機材の整備

自主防災組織を育成する上で、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、自主防災組織等にジャッキ、バール、鋸、角材等の救出資機材の整備の推進を図る。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第9 防災訓練の実施

市及び消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるように努める。

1 総合訓練

市内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者が一体となり、住民並びに府・警察その他の関係機関の協力を得て、年1回次のとおり実施する。

実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 総合訓練の実施

総合訓練は、防災関係機関相互の協力体制の強化を図ることを目的とし、特に多数住民の参加を得て実施する。

(2) 訓練の種目

- ア 通信連絡訓練
- イ 図上訓練
- ウ 各種実技訓練
- エ 消火訓練
- オ 救助救急訓練
- カ 防災資機材操作訓練
- キ 初期消火、通報、避難訓練
- ク その他

2 広域訓練

大規模災害を想定した広域訓練を実施し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、協定締結市町村間における広域連携体制の強化を図る。

3 個別訓練

市関係課及び防災関係機関において、随時実施する。

(1) 水防訓練

水防技術の向上を図るため、本市の実情に即した効果的な訓練を次のとおり実施し、洪水防御に万全を期する。

- ア 水防訓練は、必要に応じて主要河川又はため池において実施する。

イ 水防工法等訓練の内容については、府水防計画の定めるところによる。

(2) 消防訓練

消防訓練は、消防水利の活用器材の操法などの訓練をはじめ、特殊火災に対する消防知識を併せてかん養するものとし、各種、各地区にわたる防火対象物の状況想定に基づく訓練を実施する。

また消防訓練は、訓練の種目ごとに計画を立て、定期的又は随時に実施する。

(3) 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練と併せて、あるいは総合訓練の一部として実施することになるが、避難の指示、伝達、誘導、救出、避難所の防疫、給水、給食等を中心に関係機関と緊密な連携の下に実施する。

また、自力避難不可能な場合を想定し、高齢者、障がい者等要配慮者に重点を置いた救助・救出訓練を実施する。

(4) 災害時通信連絡訓練

通信連絡訓練は、平常時通信から災害時通信への迅速円滑な切り替え、有線無線電話の通信方法、通信内容の確実な伝達及び受報などについて十分な効果が発揮できるように実施する。

(5) 非常参集訓練

非常参集による職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集などについて訓練する。

4 学校などにおける訓練

園児、児童、生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

5 自主防災組織や防災士における訓練

地域における自主防災組織や防災士において、地域の特性を踏まえ、自主防災組織のリーダーや防災士が中心となって実施する。

6 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市は、南海トラフ地震を想定した次のような防災訓練を実施する。

- (1) 地震情報の収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練

第10 人材の育成

市は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、自主防災組織や防災士においては、地域の状況等に精通したリーダーの育成と市民の意識高揚に努める。

さらに、国や府と連携して、市長及び幹部職員の災害対応能力向上に努める。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するた

め、府をはじめとした防災関係機関と連携して、職員に対して防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因に関する知識及び災害種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 消防団、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会に対する防災教育

(1) 防災訓練等を通じた防災教育の実施

(2) 教育の内容

- ア 初動時の行動と限界についての周知徹底
- イ 地域の防災情報の収集、伝達方法等
- ウ 防災資機材利用の習熟
- エ 防災知識及び技術
- オ その他必要な事項

3 家屋被害認定を行う者の育成

災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府が実施する市町村における家屋被害認定調査員向けの研修に参加する。

第11 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な推進に努める。

1 防災パトロールによる危険予想箇所の調査

災害時に生命、身体及び財産を保護するため、関係機関の協力及び関係課と調整し防災パトロールを強化、実施し、市内の危険予想箇所を把握する。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防及び復旧の諸対策を推進す

る。

3 調査結果

調査結果を整理し、それに基づき防災体制の見直し又は強化を行う。また、防災上危険な箇所について関係機関及び市民に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

第12 広域防災体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。

1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

本市では、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、府内及び府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、派遣要請手続、情報伝達方法等について受援計画に基づき、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についての受援計画に基づき、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

5 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援計画に基づき、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

6 消防応援体制の整備

災害時における消防活動の万全を期するため、市町村相互の応援協定の締結に努める。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

資料編	資料12-1	災害関連協定（危機管理課）
	資料12-2	災害関連協定（消防本部）
	資料12-3	災害関連協定（上下水道部）

7 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携、受入体制の整備を図る。

8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市は、府と連携して、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同訓練実施や派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第13 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 松原市業務継続計画（BCP）の運用

南海トラフ地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、松原市業務継続計画（BCP）に基づき適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な電力、通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 市の体制整備

- (1) 市における業務継続の体制整備
松原市業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (2) 相互応援体制の強化
市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 受援計画の運用

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画の運用に努めるものとし、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員

派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第14 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、被災者や支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるものとする。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

資料編 資料12-1 災害関連協定（危機管理課）

第2節 情報収集伝達体制の整備

■ 計画方針

市は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害軽減のため、気象等観測装置の活用を図る。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを活用する。

■ 施策

	担当課等
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	危機管理課、消防本部
第2 情報収集伝達体制の強化	危機管理課、消防本部
第3 災害広報体制の整備	危機管理課、観光・シティプロモーション課
第4 気象等観測装置の活用	危機管理課

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの整備

災害発生時、その被害規模に見合った応急対策の活動規模を迅速に把握できるように、あるいは収集した災害情報を適切に管理できるように、防災情報システムの整備及び導入検討を推進することに努める。

2 府防災情報システム等の活用

災害発生時は、Lアラート（災害情報共有システム）及び府防災行政無線の活用能力の向上に努める。

3 市防災行政無線・消防無線・防災相互通信用無線の整備

市は、防災行政無線、消防無線の整備充実を進めるとともに、防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。この他に携帯端末導入などによる情報収集伝達経路の多重化に努める。

4 災害時優先電話、携帯電話等

(1) 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電

話交換システムの円滑な対応が図れるよう、常に点検整備に努める。

(2) 携帯電話等

災害時における防災行政無線の補完施設として情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急対策の初動体制を早期に確立し、また被災者への情報提供等のため、携帯電話、インターネット等の活用を努める。

第2 情報収集伝達体制の強化

市をはじめ防災関連機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、各種警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化に努める。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

1 防災プラネット（支援班）による情報収集伝達（地震発生から災害対策本部設置まで）

初動期において、情報収集伝達等をはじめとした諸活動を実施する部隊として、防災プラネット（支援班）を整備する。

(1) 情報収集

初動時消防本部等が収集した各種情報を分析し、優先情報等の選択など速やかに本部体制に移行できるよう整理するとともに、市庁舎に職員を派遣し、市域全般の被害状況の把握に努める。

(2) 広報

市民に伝達する必要がある情報、マスコミ対応の情報等を整理し、市民に対して緊急性のある情報については、直ちに防災行政無線を通じて各防災プラネットに連絡し、市民に伝達する。

(3) パトロール

消防本部等の情報を基に、市域7地区に分散し、各防災プラネットと協力して、正確な情報収集と情報の確認を行う。

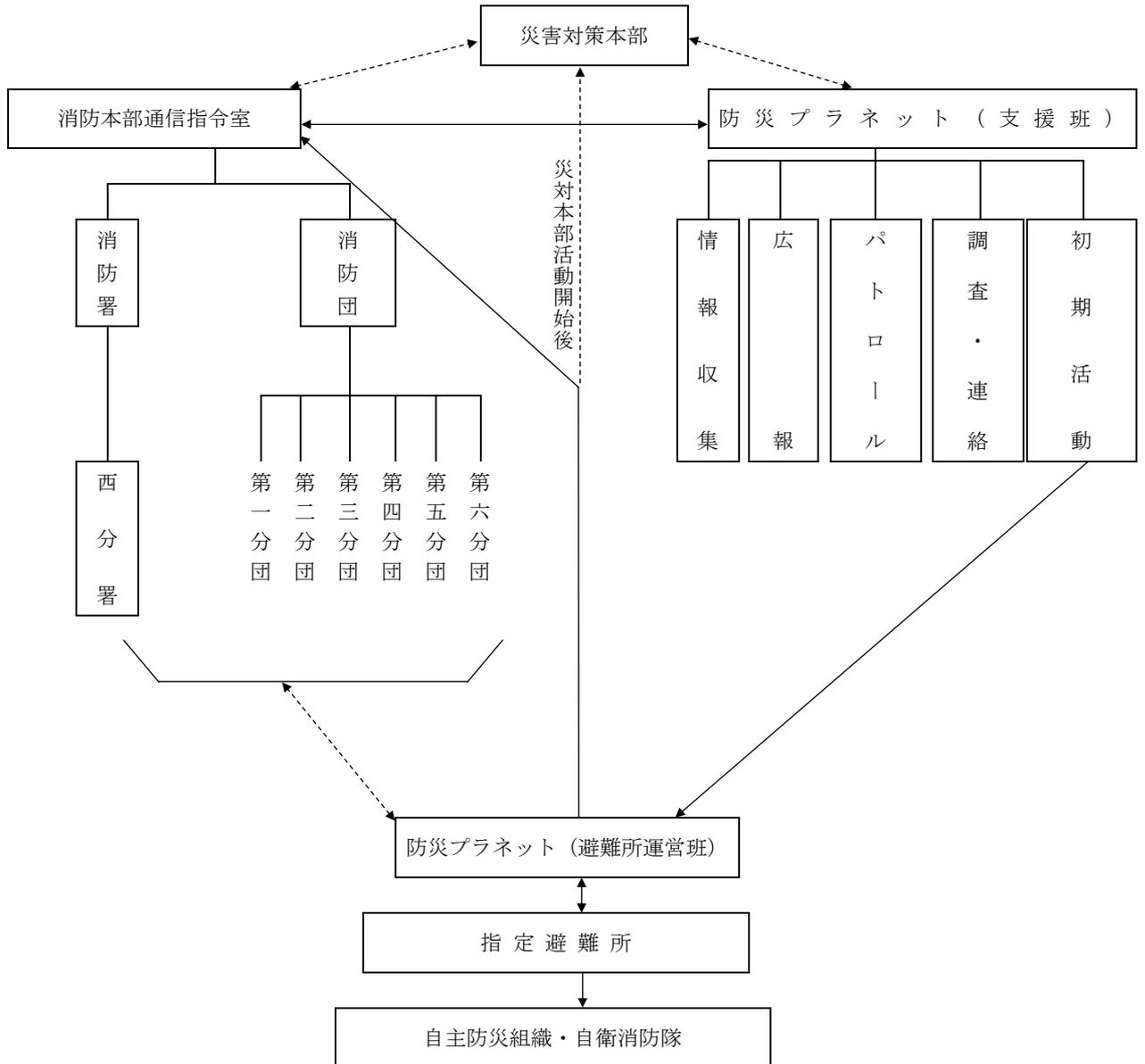
(4) 調査・連絡

市庁舎、出先機関の被害状況を調査するとともに、協力関係機関に非常事態を通報し、活動を依頼する。

(5) 初期活動

消防本部、消防団、自主防災組織等の支援活動又は初動活動の空白域のカバーとして活動を行う。

<初動時の体制（消防本部と防災プラネット支援班の連携）>



2 防災プラネット（避難所運営班）における情報収集伝達（災害対策本部設置以降、風水害時）

(1) 庶務

- ア 本部及び各班の連絡調整に関すること。
- イ 情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 災害記録に関すること。
- エ 応援部隊の要請に関すること。

(2) 広報（担当地区内の広報に関すること。）

- ア 2人1組、1隊計2名をもって編成する。
- イ 広報は、担当地区内を常時巡回広報し、地区住民に正しい情報を提供する。

(3) パトロール

危険地域の早期発見と被害状況の早期通報を図る

- ア 2人1組、1隊計2名をもって編成する。

イ 危険地域、被害を受けやすい区域等、地区で事前に協議し、その箇所を重点的にパトロールする。

ウ パトロールの巡回は、地区長と協議し活動する。

3 多様な情報通信手段の確保

府は、市町村防災行政無線や地域防災無線等が被災により使用不可能となる事態に備え、確保可能な代替通信経路を定めている。

市においては、警察無線と消防無線の2種類が代替通信経路とされており、大阪府との連絡調整に活用する。

第3 災害広報体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 市長公室観光・シティプロモーション班を中心に、防災プラネットと連携して、広報体制を確立する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

防災プラネット派遣職員、避難所管理者、医療救護班、健康部地域保健班などが連携して、避難所をはじめとする被災現場において広聴活動を実施するとともに、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口などの体制を整備し、市民協働部市民協働班へ連絡できる広聴体制を確立する。

4 停電時の住民への情報提供

市、府、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に

努めるとともに、通信障害が発生した場合の避難者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、府、防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実な情報を提供できる体制の整備を図る。

第4 気象等観測装置の活用

市は、府をはじめ防災関係機関が整備を進めている地震等観測体制を活用し、市域の災害対策に有効な情報の収集体制を図る。

また、大阪府防災情報システム（O-DIS）によって提供される情報を積極的に活用する。

資料編 資料4-1 市内観測所一覧

第3節 火災予防対策の推進

■ 計画方針

市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 建築物等の火災予防	消防本部

第1 建築物等の火災予防

市は、一般建築物、高層建築物、大規模建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図るため、消防法に基づいて策定された消防計画に基づいて建築物等の火災予防に努めるよう、関係者に対して指導する。

1 一般建築物

(1) 立入検査の強化

市域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条に基づく予防査察を実施して火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の適正な維持管理等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気の使用又は取扱いに関する監督

エ 収容人員の管理

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に関する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器や消火器の設置及び維持管理を促進する。

(5) 市民、事業所に対する指導、啓発

市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具、電気器具の取扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動、防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2 高層建築物等

高層建築物、大規模建築物（以下「高層建築物等」とする）等については、上記1に掲げる事項の徹底のほか、必要に応じて防災計画・統括防火防災管理体制の確立、防災規制など所有者等に対し指導する。

(1) 対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを超える建築物

イ 大規模建築物

防災センターの設置を必要とする建築物

(2) 防災計画の作成指導

高層建築物等の新築に際し、高層建築物等の関係者が出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画を作成する必要がある場合、関係者の求めに応じて適切な助言を行う。

(3) 高層建築物等における防災体制

消防法に基づく防火管理者の選任及び消防計画の整備・充実の徹底、高層建築物等の防災センターにおける総合操作盤及び要員の配備など、高層建築物等の防災体制の整備について指導する。

(4) 統括防火防災管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物等において、統括防火防災管理体制の確立を指導する。

(5) 防災規制

高層建築物等において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(6) 可燃物及び火気の取扱い

高層建築物等における防災物品の使用や高層階の店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用について指導する。

(7) 避難対策

緊急時の避難経路確保及びその周知方法並びに利用者等の避難誘導計画について指導する。

(8) 防災訓練の実施

高層建築物等の関係者、消防機関等が一体となった防火・防災訓練の実施及びその内容等について指導する。

第4節 消火・救助・救急体制の整備

■ 計画方針

市は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力を努める。

なお、消防職員及び消防団の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

■ 施策

	担当課等
第1 消防力の充実強化	危機管理課、消防本部
第2 広域消防応援体制の整備	消防本部

第1 消防力の充実強化

1 消防施設等の充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき、消防署等の設置、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制の整備、地域の防災力向上に資する消防資機材等の整備充実など、総合的な消防力の充実に努める。

資料編 資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実を図る。特に、耐震性防火水槽の整備を図るとともに、池やプール等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進する。

資料編 資料3-2 消防水利の現況

3 初動期における速やかな体制整備

災害が発生した場合、初動期における活動を速やかに実施できるよう、非常警備体制を明確化し、初動体制の強化に努める。

4 消防職員の知識・技術の向上

災害により傷病者等が発生した場合の、救出現場における適正な処置が求められる負傷病態等に関する知識や、がれきや倒壊家屋の下敷きになっている負傷者を救出するのに必要な資機材の有効活用能力等、消防職員に求められる知識や技術の向上を、日常の訓練等を通じて図る。

5 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

コミュニティ消防センターの耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、コミュニティ消防センターの整備に努める

資料編 資料3-3 消防車両及び消防団無線機一覧

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

6 連携体制の整備

市は、府、消防、警察、自衛隊及び市域内の自主防災組織、防災士と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

7 防災資機材等の整備

市は、災害発生時に避難所となる小学校又は中学校が災害防御拠点として機能するよう、簡易な防災資機材の充実に努める。

8 市民防災活動の促進

(1) 自主防災組織・自衛消防隊の育成強化

市は、災害発生後の初動期において、被害の拡大抑止を効果的に実施するために、地域住民で組織する自主防災組織や事業所職員で構成する自衛消防隊の育成強化を図る。

(2) 危険物等の管理指導

学校、事業所等に保管されている化学薬品等、災害発生時において出火危険を有する物質の管理について、万全を期するよう指導教育を行う。

(3) 住民による安否確認体制の構築

タオル運動や両隣声かけ運動などのセーフコミュニティ活動を通じて、迅速な安否確認作業につなげるための体制づくりを進める。

※ タオル運動： 大規模災害発生時に、自宅に救助を要する者がいない場合、玄関のドアや門扉などにタオルをくくりつけ、安否確認の必要がないことを意思表示するもの。

※ 両隣声かけ運動： 大規模災害発生時、避難する際などに、自宅の両隣に対して安否確認を行う運動。救助を要する者がいないことがわかれば、タオルをくくりつけて、迅速な安否確認作業につなげる。

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、近隣市との応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

第5節 災害時医療体制の整備

■ 計画方針

市は、府と連携して、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

■ 施策

	担当課等
第1 災害医療の基本的考え方	地域保健課、消防本部
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	地域保健課、消防本部
第3 現地医療体制の整備	地域保健課
第4 後方医療体制の整備	地域保健課
第5 医薬品等の確保体制の整備	地域保健課
第6 患者等搬送体制の確立	地域保健課、消防本部
第7 個別疾病対策	地域保健課
第8 関係機関協力体制の確立	危機管理課、地域保健課
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	危機管理課、地域保健課

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当又は一次医療を、次の2種類の救護所において医療救護班等が適切に実施する。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の治療や被災住民の健康管理等を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療及び三次医療を、災害拠点病院を中心に被災を免れた

(被災地域内と被災地域外を含め)すべての医療機関で実施する。

(1) 被害規模への対応

被害が甚大であればあるほど、被災地域外の医療機関は、可能な限り後方医療活動を優先することに努める。

(2) 広域連携

広域搬送の可能な患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療することに努める。

(3) 医療機関への負荷の軽減

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能な限り(府域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。特に、重症患者については早期治療を受けられるよう、特定の医療機関へ集中しないように努める。

(4) 医療機関の体系化

医療機関を機能別や地域別に体系化し、重症度及び緊急度に合った適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、松原市医師会、医療関係機関及び健康部地域保健班と連携し、災害時における医療情報の収集・伝達体制を整備する。

1 大阪府広域災害・救急医療情報システムの活用

発災後、医療機関の診療応需体制等を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう平常時から大阪府広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、利用能力の向上に努める(入力操作等の研修や訓練への参加等)。

また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 松原市医師会災害本部の設置

松原市医師会は、原則として市役所に松原市医師会災害対策本部を設置し、災害時初期医療体制のコーディネーターとして、医療情報の一元化、他医師会への支援要請などを担う。

3 地域保健班を中心とした連絡体制の確立

地域保健班では、松原市医師会及び市内各医療機関との間で、発災後、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を迅速かつ正確に把握できるような体制の整備を図る。

4 情報通信手段の確保

地域保健班は、各医療機関及び医療救護班との間で、発災後、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を正確に把握できるような連絡体制の整備(連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等の明確化)を図る。

5 大阪府広域災害・救急医療情報システムのダウンに備えた伝達体制

大阪府広域災害・救急医療情報システムがダウンした場合、地域保健班は、災害医療情報連絡員を指名し、収集した災害医療情報を、あらゆる情報通信手段を用いて災害対策本部へ伝達する。

第3 現地医療体制の整備

市は、医療関係機関と協力して医療救護班の整備を図り、災害時においても通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や医療機関の被害により医療機能が喪失、低下した場合にも、適切な医療が実施できるよう体制を整える。

また、医療救護班の整備については、被害想定結果の負傷者数に対応できる医療救護班を確保できる体制を整えることに努める。

1 医療救護班の構成人員・班数

(1) 医療救護班

市では、現地医療の拠点として機能する災害医療センターを松原徳洲会病院とする。

医療救護班の構成人員及び班数については下表のとおりである。松原徳洲会病院において対応不可能な場合は、松原市医師会が市内医療機関の協力を得て医療救護班の編成を行う。

更に医療救護班が不足する場合は、災害対策本部からの要請に応じて府から派遣が行われるようあらかじめ体制を整える。

医療救護班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った専門的訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

医療救護班の構成人員及び班数

構成人員	医師（1名）、看護師又は保健師（2名）、その他（1名）
班数	松原徳洲会病院 外科系／内科系：各1班 松原市医師会 適宜編成

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の派遣基準

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班の派遣を指示する。

(1) 派遣の指示

地域保健班は、消防本部、各避難所班長、医療関係機関等の要請を受け、災害対策本部の指示のもとに、随時医療救護班を派遣する。

(2) 派遣場所

救護所が設置された場所には、医療救護班を派遣する。

(3) 自主的な派遣

ア 災害対策本部

現場からの要請がなくとも災害対策本部が必要と判断した災害現場には、地域保健班が医療救護班を派遣する。

イ 松原徳洲会病院

松原徳洲会病院長は、消防本部、避難所班長、災害現地から直接要請がある場合で、急を要す

ると認められるときは、地域保健班の指示を待たずに医療救護班を出動させることができる。

その場合は、速やかに地域保健班にその旨を連絡する。

3 関係機関との協力体制

地域保健班は、松原市医師会、松原市歯科医師会、松原市薬剤師会と協力体制の確立に努める。

4 医療救護所の設置場所の指定

各小・中学校の保健室や公民館等適切な公共施設を災害発生時の医療救護所として位置付け、医療救護所を迅速に開設できる体制を整備する。

また災害発生後、市内医療機関や他の避難所等においても設置する必要が生じた場合は、災害対策本部の指示のもとに随時設ける。

資料編 資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧

第4 後方医療体制の整備

市は、府が推進する後方医療体制に協力し、必要に応じて応援を受ける。

府は、後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府内における中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

イ 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は、専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 災害医療センター

市の医療救護活動の拠点として、市地域防災計画で位置付ける医療機関を災害医療センターとして整備する。

市では、後方医療の災害拠点病院としても、松原徳洲会病院を位置付ける。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

資料編 資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

2 病院防災マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害時の避難、応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

3 医療救護班の派遣

松原市域外で災害が発生して医療救護班の派遣が要請された場合、市域内での医療救護班の派遣同様、地域保健班が窓口となって医療救護班を派遣する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、災害拠点病院等に備蓄すべき医薬品や医療用資器材の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品等の確保・供給体制を整備する。不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

また、日本赤十字社大阪府支部と連携して輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、府と連携し、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

患者、医療救護班、医薬品等を迅速に搬送することができるよう、あらかじめ利用可能な救急車（消防本部所有）、公用車等を確保できる体制を整備する。市の搬送体制では対応不可能な場合に備え、府から搬送活動の応援が得られるよう事前に体制を整備する。なお、患者搬送にあたっては、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、災害時用臨時ヘリポートを確保するなど、空路による搬送体制の整備に努める。

資料編	資料8-3	災害時用臨時ヘリポート一覧
	資料8-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第7 個別疾病対策

市は、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市は、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実態など、地域の実情に応じた災害時医療体制を関係機関と構築する。

また、府によって設置される災害拠点病院等で構成する連絡協議会を通じて、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

資料編	資料6-1	大阪府内災害拠点病院一覧
-----	-------	--------------

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかける。

資料編	資料6-2	救急搬送病院一覧
	資料6-3	市内医療機関一覧

第6節 緊急輸送体制の整備

■ 計画方針

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

■ 施策

	担当課等
第1 陸上輸送体制の整備	危機管理課、総務課、みち・みどり整備課
第2 航空輸送体制の整備	危機管理課、消防本部
第3 輸送基地の確保	危機管理課
第4 交通規制の計画	危機管理課、みち・みどり整備課

第1 陸上輸送体制の整備

1 地域緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された地域緊急交通路の効率的な整備に努める。

また、地域緊急交通路の整備にあたっては、建物倒壊による道路途絶の防止効果がある沿道緑化等の対策をし、災害時における緊急交通路確保の確実性向上に留意する。

資料編 資料8-2 市内緊急交通路一覧

2 災害時の応急点検体制の整備

(1) 応急点検体制

都市整備部みち・みどり整備班は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。また、他の道路管理者や警察等の関係機関との連携を図る。

(2) 点検施設の事前把握

道路、橋りょう、その他の土木施設の応急点検を迅速かつ効率的に実施できるように、応急点検を実施する施設を事前に把握・整理することに努める。

3 緊急交通路の周知

市、府、松原警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から広報紙等を活用し住民へ緊急交通路の周知に努める。

4 陸上輸送における緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両の確保・整備

市は、平常時より市保有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害時に緊

急通行車両等の不足に備え、平素より関係団体との協定締結等の検討を図り、車両等の調達体制の整備に努める。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

市保有車両のうち、緊急通行車両として使用する計画のある車両については、松原警察署に事前届出手続きを行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

資料編 資料8-1 市有車両一覧
資料編 資料8-6 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

5 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに自衛隊等の応援の受入れや他市町村への応援を迅速に行うため、本市では6箇所の災害時用臨時ヘリポートを選定しており、これらの臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、整備を推進する。

市は、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧
資料8-4 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第3 輸送基地の確保

大阪府選定の広域緊急交通路からのアクセスや、物資輸送拠点として適当な広さや施設を有するものを、物資輸送拠点として選定する。市内における物資輸送拠点は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 資料8-5 物資輸送拠点一覧

第4 交通規制の計画

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を調達する。

市が管理する道路については、あらかじめ交通規制に関する計画を樹立するとともに、他道路についても、府等とも協議して通行に支障のないよう計画する。また、災害の状況に応じた規制が行えるよう平常時から市民に対し、周知徹底を図る。

第7節 避難受入れ体制の整備

■ 計画方針

災害から住民を安全に避難させるため、避難路、緊急避難場所、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、市民の安全を確保する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備を進める。

■ 施策

	担当課等
第1 避難場所、避難路の指定	危機管理課
第2 避難場所、避難路の安全性の向上	危機管理課
第3 指定避難所等の指定、整備	危機管理課
第4 指定避難所の管理運営体制の整備	危機管理課
第5 避難誘導体制の整備	危機管理課
第6 市民による事前確認事項	危機管理課
第7 広域避難体制の整備	危機管理課
第8 避難者の受入	危機管理課
第9 応急危険度判定体制の整備	まちづくり推進課
第10 応急仮設住宅等の事前準備	都市整備部
第11 り災証明書の発行体制の整備	市長公室、総務部、消防本部

第1 避難場所、避難路の指定

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 指定緊急避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の面積を有する公園、緑地等を指定緊急避難場所として活用する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地とする。

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）。

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として、幅員16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震被害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）。

資料編 資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

2 その他の避難場所及び避難路の指定

浸水等の水害時に備え、地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するよう努める。

あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。また、指定した避難場所、避難路については、松原市防災マップ等により日頃から周知に努める。避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人あたり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 指定緊急避難場所（概ね1ha以上の面積を有する公園、緑地等）

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周囲の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 複数の進入口の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

3 避難路

- (1) 落下・倒壊物対策の推進
- (2) 誘導標識、誘導灯の設置
- (3) 段差解消、誘導ブロックの設置
- (4) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

第3 指定避難所等の指定、整備

市は、小・中学校及び公共施設を指定避難所として指定しており、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、SNS等の多様な手段の整備に努める。

1 指定避難所の指定

指定避難所に指定されている小・中学校等については、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備など、安全性の確保に努める。

また、市は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (1) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (2) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、各指定避難所について、災害時に要配慮者が利用しやすいよう、次の基準により要配慮者

に配慮した施設整備等に努める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

また、要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）と連携して、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいた整備・改善
- (2) ユニバーサルデザイントイレの設置
- (3) 支障なく移動できるルート（仮設スロープ等）の確保等、避難所生活（水、食料、物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないような配慮
- (4) 避難所生活に必要な日常生活用具等の管理体制の整備

3 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて指定避難所の管理運営体制を整備するとともに、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

1 避難所の周知徹底

- (1) 市の広報紙などに避難所の情報を掲載する。
- (2) 避難所を記したマップ等を作成し、各戸に配布する。
- (3) 市の防災訓練や町会や自治会等の会合等において周知を図る。
- (4) 避難所には外部の者もわかるように『避難所』と明示する。
- (5) 各市道の主要箇所には避難所の名称等を示した標識を設置する。

2 指定避難所の管理運営体制の整備

- (1) 地区長は、防災プラネットに配置する職員の中から、指定避難所開設時に各避難所に派遣する班長を事前に選定する。

- (2) 各指定避難所班長が主体となって、各避難所ごとに施設管理者、町会長や自治会長、自主防災組織のリーダー、防災士等と協働で指定避難所管理運営方法について協議を行う。
- (3) 市は「避難所運営マニュアル」を作成し、各指定避難所の施設管理者等に配布する。
- (4) 市は指定避難所としての管理運営に必要な備品を整備し、各指定避難所に配布する。
- (5) 日頃から防災訓練、町会活動や自治会活動を通して、避難所の管理運営に対する住民の意見を収集するとともに、指定避難所運営に対する理解を得ておく。
- (6) 指定避難所と災害対策本部との連絡方法を定めておく。

第5 避難誘導体制の整備

災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、町会や自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、運用する。

1 避難誘導を行う者

- (1) 市は、災害時に各避難所ごとに編成される防災プラネット派遣職員をあらかじめ決定し、担当職員にその旨伝える。
- (2) 防災プラネット派遣職員に任命された職員は、災害時に迅速かつ安全な対応ができるよう指定避難所、指定緊急避難場所、避難路の確認・点検を行う。
- (3) 防災プラネットが主体となって、災害時における松原警察署、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、町会や自治会等との連絡体制を整備しておく。

2 避難誘導単位

- (1) 避難誘導にあたっては、町会や自治会単位に行うため、町会や自治会の会合等で、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路について確認を行い、住民への周知を図る。
- (2) 各町会や自治会ごとに名簿等を作成し、避難時には住民の確認が確実にとれる体制を整える。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の確立

平常時から避難行動要支援者の所在地等を本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ町会や自治会単位で把握し、災害時における確認、誘導が円滑に行えるよう体制づくりに努める。

また誘導にあたっては、町会や自治会や自主防災組織及び家族等が連携して、速やかに避難でき

るよう努めるとともに、平常時における防災訓練等を通して連携体制の強化を図っていく。

第6 市民による事前確認事項

地震による災害の態様は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によっても様々である。したがって、市民は地震発生に備え、あらかじめ次の事項を心がける。

- (1) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を確認しておく。
- (2) 避難路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- (3) 非常持出品（貴重品、食料、水、医薬品、ラジオ等）を準備しておく。
- (4) 避難行動要支援者の避難を地域住民の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- (5) 家族で地震発生時の役割分担、避難や連絡方法など行動予定を話し合っておく。

第7 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模汎濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

また、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入を行う。大阪府では関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難を受入れるが、市はこれに協力し、受入体制を整備する（本市は、長浜市〔旧高月町〕の一部の自治会区を受入れ）。

第9 応急危険度判定体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物及び宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施主体の整備

市は、判定主体として、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第10 応急仮設住宅等の事前準備

市は、府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、建設予定地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動等に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

資料編 資料5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

第11 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第8節 緊急物資確保体制の整備

■ 計画方針

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 給水体制の整備	上下水道部
第2 食料・生活必需品の確保	危機管理課

第1 給水体制の整備

市は、府や府内水道（用水供給）事業者と連携して、発災後3日間は、1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1 応急給水資機材等の整備

災害発生時の応急給水活動を十分に実施できるよう、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋などの応急給水用資機材等の整備や送配水管の耐震化促進、配水池の築造等に努める。

2 応急給水拠点の設置

市は、災害発生により給水施設が被災した場合には、市内に3箇所ある浄配水場を活用した応急給水拠点を設置するとともに、これらを基地として、給水車等を用いて、概ね各防災プラネットに1箇所の給水拠点を設置する。

3 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害用井戸を設置し、生活用水の確保を図る。

資料編	資料7-1	応急給水拠点箇所一覧
	資料7-2	緊急給水拠点一覧
	資料7-3	災害用井戸（生活用水用）設置箇所一覧

4 相互応援体制の整備

- (1) 市は、大阪府及び各水道事業者が設置する大阪府水道災害調整本部並びに（公社）日本水道協会関西地方支部と連携し、迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。
- (2) 市域を越えた広域相互応援体制を整備する。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 重要物資の備蓄

市および府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

資料編 資料7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- (1) 簡易ベッド
- (2) 簡易テント
- (3) ブルーシート

3 備蓄・供給体制の整備

市は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

- (1) 各小中学校等における備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む）
- (5) 物資拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備

4 住民における備蓄の推進

7日分（最低3日分）の水と食料、衣類などは、避難に際して非常持出品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくよう周知する。

第9節 ライフライン確保体制の整備

■ 計画方針

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 上水道	上下水道部
第2 下水道	上下水道部
第3 電力（関西電力送配電株式会社）	関係機関
第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	関係機関
第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）	関係機関
第6 住民への広報	関係機関
第7 倒木への対策	関係機関

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

また、平常時においても改修時に管路の耐震化を図るなどの防災対策を推進することに努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 市は、大阪府が設置する大阪府水道災害調整本部並びに(公社)日本水道協会関西地方支部と連携し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。
- (2) 市域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

また、平常時においても改修時に管路の耐震化を図るなどの防災対策を推進することに努める。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所へ保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市は府との協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を

図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- (2) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策

として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努めるものとする。

第10節 交通確保体制の整備

■ 計画方針

鉄道、道路の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）	関係機関
第2 道路施設	みち・みどり整備課

第1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧用のための資機材の整備、災害発生後、直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設

市は、道路障害物除去のため、府及び市内建設業者と連絡体制及び協力体制の整備を図る。

また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制整備に努める。

第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

■ 計画方針

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律111号）に基づく第六次地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

■ 施策

	担当課等
第1 計画の初年度	危機管理課
第2 計画対象事業	危機管理課、都市整備部、消防本部
第3 地震防災上必要なため池の整備	産業振興課

第1 計画の初年度

令和3年度

第2 計画対象事業

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 13 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 14 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 15 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

- 16 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 17 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 18 1～17に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第3 地震防災上必要なため池の整備

市は、府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備する。

第3章 セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動による地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、セーフコミュニティの形成に向けて防災知識の普及啓発、防災訓練や研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 防災知識の普及啓発	危機管理課、まちづくり推進課、消防本部
第2 学校における防災教育	危機管理課、学校教育部、消防本部
第3 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	消防本部
第4 避難行動要支援者に対する啓発	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第5 南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置	危機管理課
第6 災害教訓の伝承	危機管理課、学校教育部、消防本部

第1 防災知識の普及啓発等

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震時の被害想定資料等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者

が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講じる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 7日分（最低3日分）の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、マスク、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定避難所等での行動

(3) 災害時の行動

- ア 緊急地震速報を見聞きした場合を含む身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合を含む地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 初期消火、救出救護活動
- キ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

- コ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- サ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- シ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、広報紙（広報まつばら）、市ホームページ、SNS、松原市安全安心メール及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映し、きめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間をはじめ防災に関する諸行事に合わせた講演会等の開催、地域防災ネットワークプロジェクト協議会等による住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の整備、活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災備蓄センター等の防災拠点施設を整備し、活用する。

第2 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形、地震についての正しい知識
- (2) 防災の正しい知識
- (3) 気象予警報や避難情報等の意味
- (4) 緊急地震速報を見聞きした場合を含む身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (5) 災害についての知識
- (6) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (7) 中学生に対する救命講習の実施

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施

- (2) 教育用防災副読本、DVDの活用
- (3) 特別活動を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、ボランティア等との連携

3 教職員の研修

市及び府は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 消防団等による防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう支援する。

7 災害時の備蓄品

市は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

第3 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

防災上重要な施設の管理者（危険物保安監督（取扱）者及び防火管理者等）に対して災害に関する知識の向上に努めるよう指導するとともに、特に地震発生時等における出火防止、初期消火、避難など災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

第4 避難行動要支援者に対する啓発

- (1) 市及び防災関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかけ、避難路の確認等について周知する。
- (2) 日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

第5 南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講じる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意する。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する資料を整理し、適切に保存するとともに、正しく後世に伝えていくよう努める。

また、緊急消防援助隊の活動記録を伝える。

第2節 自主防災体制の整備

■ 計画方針

市は、市民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団や自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 地区防災計画の策定等	危機管理課
第2 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進	危機管理課
第3 事業所による自主防災体制の整備	危機管理課、福祉指導課、消防本部
第4 救助活動の支援	危機管理課

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、外国人、女性、小中高生等のセーフコミュニティ活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた新たな仕組みづくりを行うなど、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

地区防災計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者、外国人、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市をはじめ防災関係機関の防災活動が十分に即応できない事態が予想されることから被害の防止又は軽減を図るには、地域住民等による組織的な防災活動が必要である。

市は、セーフコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、町会や自治会等と連携を図り、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進を行う。

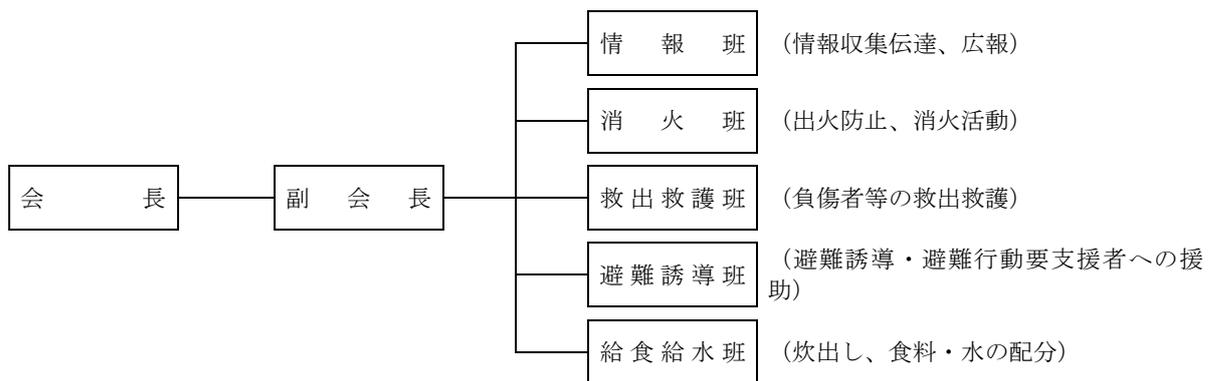
さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、外国人、子どもたちの参画の促進に努める。

1 組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

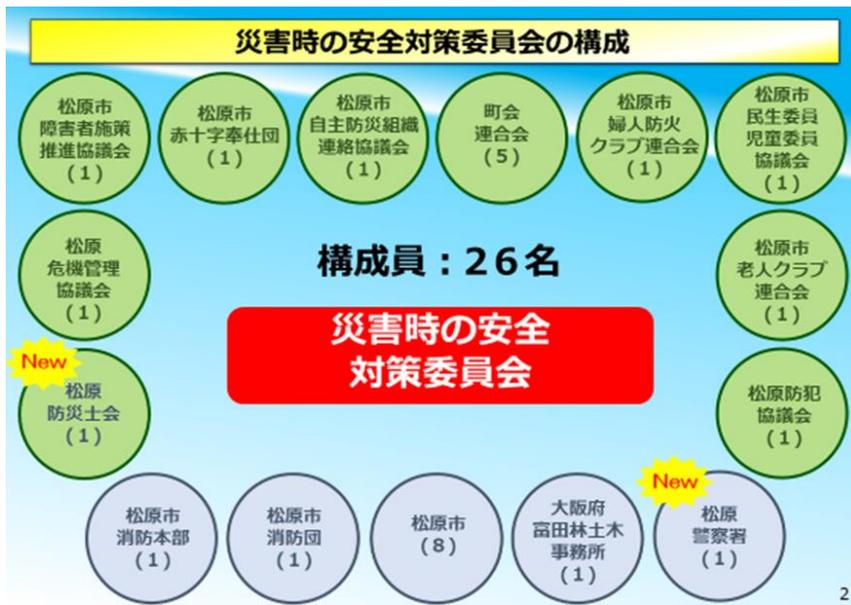
自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ平常時の活動と災害時の活動内容を定める。

自主防災組織の編成例



(2) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）	ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
イ 災害発生時の未然防止（家庭内における家具の固定、建物等の耐震診断の実施、住宅用火災警報器、消火器などの防災用品の頒布あつせん）	イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）	ウ 出火防止・初期消火（消火器等による消火など）
エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）	エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など）
オ 復旧・復興に関する知識の習得	オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
	カ 指定避難所の自主的運営



2 促進方法

災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。

このため、市は、町会や自治会等と連携を図り、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。

- (1) 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

地域の住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、自主防災組織、防災士として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを推進する。

また、婦人会、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

4 自主防災組織の活動への支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う救助・救護活動を支援するため、救助・救出用資機材を自主防災組織等への配備を支援する。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者をセーフコミュニティ活動を担う重要な一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用	ア 従業員・利用者の生命の安全確保（従業員の家族を含む安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）	イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）	ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）	エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）	オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、物資提供・貸出、一時避難等のための施設の開放など）
カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会との協力）	

2 啓発の方法

市は、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。特に、危険物製造所、取扱所、貯蔵所の事業所又は消防法により消防計画を策定すべき事業所に対しては、事業所及びその周辺地域の被害軽減を目的とした自衛消防の組織の形成を促す。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防の組織の形成促進
- (3) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材の整備を支援する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

■ 計画方針

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府及び市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関と連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。また、ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討する。

■ 施策

	担当課等
第1 受入窓口の整備	福祉総務課、関係機関
第2 事前登録	福祉総務課、関係機関
第3 ボランティアの活動拠点等の整備	福祉総務課、関係機関
第4 ボランティア活動の普及・啓発	福祉総務課、関係機関
第5 NPOとの連携	市民協働課
第6 人材育成	福祉総務課
第7 情報共有会議の整備・強化	福祉総務課、関係機関

第1 受入窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である松原市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

第2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の事前登録制度などを活用する。

第3 ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第5 NPOとの連携

日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

第6 人材育成

市は、各機関と連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

資料編 資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード

第7 情報共有会議の整備・強化

市は、ボランティア等と連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 要配慮者対策

■ 計画方針

市及び府は、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の要配慮者対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進する。

また、避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営を実施することができるよう、「安全確保・生活の場としての避難所」「要配慮者に配慮した避難所」「住民の共助により運営される避難所」の3つの視点に着目し「避難所運営マニュアル」の作成に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第2 社会福祉施設の安全対策	福祉部、健康部
第3 外国人に対する防災対策の充実	市民協働課、観光・シティプロモーション課

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づいて作成した「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、以下のとおり、災害発生時における避難行動要支援者の支援体制を整備する。

1 避難行動要支援者情報の収集・共有（避難行動要支援者名簿の作成）

市は、それぞれの部局が把握している避難行動要支援者に関する情報、及び新たに収集した情報をもとに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害対策基本法及び松原市個人情報保護条例に基づき、市関係部局内で情報共有する。

なお、この名簿は、規定の目的以外での使用を制限するとともに、適正に保管するものとする。また、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者の範囲

- ア 介護保険における要介護認定3以上
- イ 身体障害者手帳2級以上・療育手帳Aの交付者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているもの
- エ 難病患者
- オ その他災害時の避難に支援が必要な人

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

- ア 氏名
- イ 年齢（生年月日）
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 電話番号・FAX番号等
- カ 登録事由区分（高齢者等・身体障害・知的障害など）
- キ その他避難支援に関し、市長が必要と認める事項

(3) 避難行動支援等関係者への情報提供

避難行動支援等関係者は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、町会や自治会、自主防災組織その他関係者等とする。
災害時において生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めるときは、避難行動支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿に関する情報の提供を行う。

(4) 保管および使用の制限

市は、災害対策基本法及び松原市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に保管するとともに、次に掲げる目的にのみ使用できるものとする。

- ア 避難行動要支援者の把握および情報の更新
- イ 避難行動要支援者の避難支援および安否確認

2 避難行動要支援者登録制度の活用

避難行動要支援者名簿に記載された個人情報は、市関係部局内での取り扱いを基本とするが、災害発生時に迅速な避難行動要支援者の支援を行うためには、避難支援等関係者がその情報を共有し、日頃から避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、災害の発生に備える。

(1) 避難行動要支援者登録名簿の作成

避難行動要支援者名簿の対象者の中から、自らの個人情報を避難行動支援等関係者に提供する旨を同意した住民を抽出・登録するとともに、「避難行動要支援者登録名簿」を避難行動支援等関係者に対し提供する。

(2) 名簿等の保管及び情報保護

市では、福祉部・健康部担当課で申請書等の原本および登録名簿を保管し、防災担当部課においても登録名簿を保管するものとする。

避難行動支援等関係者においては、名簿管理責任者の選任や誓約書等の提出により個人情報の守秘義務を確保するとともに、説明会の開催など情報の取扱いについての周知を図るものとする。

3 情報伝達・避難誘導體制の整備

市は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の中で、高齢者等避難情報等の発令基準を明確化するとともに、避難行動要支援者の支援指示等が迅速・的確に行えるよう情報伝達手段を確保する。

また、避難行動要支援者登録名簿や個別避難計画に基づき、安否確認・避難誘導が適切に行えるよう、日頃から支え合いの地域づくりや安全な避難の確保に努めるものとする。

4 避難生活支援

避難所内においては、段差解消など施設のバリアフリー化に努めるとともに、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する情報伝達方法について配慮するものとする。また、要配慮者のニーズを把握するための相談窓口の設置や、保健師等による巡回健康診断・相談など、心身の健康管理、生活リズムの維持などの支援対策が円滑に実施できる体制を整備する。

5 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導支援について、実効性を担保するため、町会や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した避難訓練を実施する。

6 個別避難計画の作成

- (1) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (2) 消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (3) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (5) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 社会福祉施設の安全対策

1 防災組織体制の整備

- (1) 施設管理者は、災害時に備え、平素より職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画又は災害対策マニュアルを作成するとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。なお、整備を図るにあたっては、夜間、休日等の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保を第一に整備を行うこととする。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。
- (2) 市は、施設における防災組織体制の整備を促進するため、防災応急計画や災害対策マニュアルの作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

- (1) 施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、施設管理者間での相互応援協定の締結、自主防災組織、防災士、NPO・ボランティア等

と連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制の整備を推進する。

- (2) 市は、施設相互間の応援協定の締結、施設との近隣住民（自主防災組織、防災士）、NPO・ボランティア等の連携の確保について協力する。

3 施設の整備

- (1) 施設利用者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。なお、施設の新・改築にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー等の生活環境づくりを推進する。
- (2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）や非常用自家発電機など防災資機材の整備を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食及び飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

4 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- (2) 施設の構造や入所者の判断能力の実態等に応じた防災訓練を実施する。また、市の行う防災訓練に参加する。

第3 外国人に対する防災対策の充実

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、「やさしい日本語」の活用や多言語による防災知識の普及・啓発や防災情報の提供に努める。

また、災害時に多言語での情報提供や相談に対応するため、「災害時多言語支援センター」を設置する。

1 関係機関との協力体制の整備

市は、府や（公財）大阪府国際交流財団（OFIX）、国際協力活動を行うNPO、NGO事業者等の多様な機関と外国人支援について協力体制の整備を図る。

2 情報発信等による支援

- (1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 市は、防災訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市は、多言語や「やさしい日本語」を活用した英語等「防災マップ」「パンフレット」の作成等に努める。

- (2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 市および府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。

イ 市および府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 市および府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

3 避難所における支援

市は、避難所において円滑に多言語支援を行えるよう、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5節 帰宅困難者支援体制の整備

■ 計画方針

市では、通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等が大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

また、市は鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

■ 施策

	担当課等
第1 帰宅困難者対策	危機管理課、産業振興課

第1 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は企業等に対して次の施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）

(6) これらを確認するための訓練の実施

2 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、府や関西広域連合等と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、これらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

3 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

4 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、市、道路管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの構築を図る。

5 徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油所（「防災・救急ステーション」と呼ぶ）において徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼ぶ）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第6節 企業防災の促進

■ 計画方針

事業者は、セーフコミュニティ活動を担う重要な一員として災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 事業者の業務継続計画（BCP）等の作成促進	危機管理課
第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関	危機管理課

第1 事業者の業務継続計画（BCP）等の策定

1 業務継続計画（BCP）等の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

2 業務継続計画（BCP）等の実施

- (1) 防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。
- (2) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (4) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、避難確保計画等を作成する。

3 事業者の業務継続計画（BCP）等の策定促進

市は、市内事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、府、松原商工会議所や経済団体、企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による帰宅困難者への備えや従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、市および府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。